

東 久 留 米 市
子 ど も ・ 子 育 て 会 議
平 成 2 6 年 7 月 3 0 日

東久留米市が条例で定める必要がある施設等の基準 に係る補足資料

目次

- 1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準関連・・・P 2～P 4
- 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準関連・・・P 5
- 3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準関連・・・P 6

(出典) 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

【資料】 子ども・子育て支援新制度について（平成26年5月）より抜粋

U R L <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei.pdf>

確認制度について①

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の議論と併せて検討（定員弾力化の扱い、給付の減算措置等）。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設定、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項とする。基準の規定内容と運用に当たって通知等により明確化する内容等を整理しつつ、対応方針を検討したもの。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、用途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類		主な事項
基本情報	法人	・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・名称、所在地等 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な 認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める